平成２３年（フ）第１２８２号
千葉県習志野市東習志野５丁目30番４―302号
債務者　池上　圭次
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９３号
千葉市花見川区こてはし台３丁目10番18号
債務者　山下　健夫
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３０６号
千葉県市川市新井１丁目４番１―101号クイーンハイツ
債務者　奥野　克爾
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３１８号
千葉県船橋市前原東２丁目２番７―205号
債務者　菊池　有紀
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３３１号
千葉県八千代市八千代台北１丁目13番地３アイ・ディール八千代501号
債務者　阿部志津江
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３３２号
千葉市稲毛区黒砂台３丁目７番21号　ハッコー稲毛マンション701号
債務者　飯田　　薫
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５２号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区17棟401号
債務者　藤代　明美（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５６号
千葉県船橋市八木が谷１丁目26番７号　フレンドリーコーポ203号
債務者　浅見　敏明
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８３号
千葉市若葉区西都賀２丁目12番14号　パーク・サイド西都賀305号
債務者　冨永　民雄
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４０３号
千葉県船橋市南本町41―３、住民票上の住所千葉県船橋市栄町１丁目９番１―704号
債務者　伊東喜久子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３５８号
千葉県印西市高花１丁目６番地１棟405号
債務者　佐々木卓也
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１４２号
千葉県木更津市日の出町100番地265―117号
債務者　島袋　徳幸
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第５１６号
新潟市中央区山二ツ２丁目11番12号
債務者　横山　和彦
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３１号
新潟市中央区長潟３丁目４番５号　あそみハイツ401
債務者　浅川　美里
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０号
静岡県賀茂郡河津町笹原332番地の２
債務者　土屋　広幸
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第６５０号
兵庫県姫路市飾磨区玉地809番地１　クリーンピア山電飾磨駅東204号
債務者　藏道　啓史
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６５３号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町６丁目110番地　サンセールＢ―102号
債務者　水谷　　清
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部